

令和6年度 第1回

千代田区国民健康保険運営協議会

〔令和7年1月23日〕

令和6年度 第1回 千代田区国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日時 令和7年1月23日（木） 午後1時30分～午後2時06分
- 2 場所 千代田区役所 6階 601会議室
- 3 出席委員（16名）
 - （1）被保険者を代表する委員（5名）
菅沼温子、高岡正子、森田扶美子、星野利江子、村田和美
 - （2）保険医または保険薬剤師を代表する委員（3名）
小林光道、加賀山文雄、松本正
 - （3）公益を代表する委員（6名）
小林一治、小山千恵、藤田義一、松本道子、角谷幸子、片倉裕司
 - （4）被用者保険等保険者を代表する委員（2名）
南彰、田中健一
- 4 欠席委員（4名）
渡邊るみ、矢島俊巳、遠藤素夫、西田香
- 5 保険者出席者
樋口区長、清水保健福祉部長、高木千代田保健所長
大塚保険年金課長

午後 1 時 30 分開会

○大塚保険年金課長 それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和 6 年度第 1 回千代田区国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。議長が決まるまでの間、暫時私、国民健康保険事業を所管しております保険年金課長の大塚が進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、公私とも大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、以降着座にて進行させていただきます。

まず、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に本日の次第、そして、配付資料といたしまして、資料 1 から 3 の 3 点、参考資料といたしまして次第に記載の 4 点、席上に配付させていただいております。不足や乱丁などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、初めに、本日の協議会の成立についてご報告をさせていただきます。

千代田区国民健康保険運営協議会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、委員定数 20 名に対し、2 分の 1 以上の出席と千代田区国民健康保険条例第 2 条各号に規定する委員の 1 名以上の出席が運営協議会開催の条件とされております。

本日ご出席いただいております委員の方は 16 名、また、被保険者代表、保険医または保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険等保険者の代表の委員区分ごとに 1 名以上の出席が確認されておりますので、本日の運営協議会が成立していることをご報告いたします。

8 月に新たな協議会が発足し、その第 1 回目の協議会でございます。恐縮ですが、皆様の委員委嘱状につきましては、本日お手元のほうにお配りさせていただいております。簡略化させていただきましたが、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、令和 9 年 7 月までの約 3 年間、運営協議会委員としてご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日ご出席の委員の皆様を、お手元に配付しております委員名簿順に、恐縮ですが時間の関係上ご紹介のみさせていただきます。

被保険者代表、菅沼温子委員、同じく高岡正子委員、同じく森田扶美子委員、同じく星野利江子委員、同じく村田和美委員、保険医または保険薬剤師代表、小林光道委員、加賀山文雄委員、松本正委員、公益代表、小林一治委員、小山千恵委員、藤田義一委員、松本道子委員、角谷幸子委員、片倉裕司委員、被用者保険等保険者代表、南彰委員、田中健一委員、以上16名でございます。

次に、事務局を紹介いたします。

まず、清水保健福祉部長でございます。次に、高木千代田保健所長でございます。

続きまして、マイクについてのご説明をさせていただきます。ご発言の際には、お手数でございますが、挙手をした方にマイクを事務方からお渡しいたしますので、マイクをご使用の上ご発言ください。終わりましたら、事務方にお返しいただくようお願いいたします。

それでは初めに、今回の会長選出をさせていただきます。

選出方法は、千代田区国民健康保険運営協議会の規則によりまして、名簿上の公益を代表する6名の委員の中から皆さんでお決めいただくという規定になっております。会長は、この協議会の議長として本日の議事進行をお願いすることになります。

それでは、お諮りいたします。会長につきましては、どなたにお願いしたらよろしいでしょうか。

片倉委員、お願いします。

○片倉委員 千代田区の連合町会長協議会の会長をされていらっしゃる小林一治委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○大塚保険年金課長 ただいま片倉委員から、会長には連合町会長協議会会長の小林委員のご推薦をいただきましたが、皆様よろしいでしょうか。

〔拍手（異議なし）〕

○大塚保険年金課長 ありがとうございます。

それでは、小林委員に会長の職をお願いしたいと存じます。

○小林会長 神田佐久間町三丁目町会の小林と申します。よろしくお願いします。

○大塚保険年金課長 ありがとうございます。改めまして、小林会長から就任に当たりましてご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小林会長 ただいま会長に選任されました小林でございます。先ほども言いましたように、佐久間町三丁目町会から参りました。皆様の活発なご意見をいただきながら円滑に会を進め、千代田区の国民健康保険事業の発展に寄与したいと思っております。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

[拍手]

○大塚保険年金課長 小林会長、ありがとうございます。

では、これより以降、小林会長に議事進行のほうをお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小林会長 それでは、初めに、会長職務代理者の選出をさせていただきます。

私のほうから推薦させていただいてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○小林会長 それでは、私から片倉委員をご推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

[拍手（異議なし）]

○小林会長 ありがとうございます。それでは、片倉委員、ご挨拶をお願いします。

○片倉委員 ただいま推薦されました片倉でございます。千代田区社会福祉協議会の総務課長をしております。微力ではございますけれども、頑張りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○小林会長 ありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、樋口区長より一言ご挨拶をいただき、協議会に対して諮問がございますので、これを受けたいと存じます。

○樋口区長 皆さん、こんにちは。千代田区長の樋口でございます。

委員の皆様方には、日頃本区の国保行政のみならず、区政各般にわたり格別のご理解、ご協力を賜っております。厚く御礼を申し上げます。

本協議会は、ご案内のとおりかと思いますが、高齢化や医療技術の高度化によって医療費が増加しております。また、少子化に伴って若い世代の負担が増えています。また、負担が増えている中で保険料の収納率というものが低下しており、こうした国保運営に関わる諸課題が数多くございます。そうした中で、本日は、皆様からのご議論やご意見を賜る趣旨で開催いたします。

今回の運営協議会は、国民健康保険事業の安定的な運営を行うために、次年度の保険料率の改定などを諮問させていただきたいというものでございます。

特別区の保険料率は、平成30年度から東京都が提示する標準的な保険料率を参考に、統一の保険料率が算定されています。

本区では、令和6年度までは東京都が示した標準的な保険料率を参考に、区独自の保険料率を算定しておりましたが、令和6年2月、将来的に都内の国民健康保険料の完全統一を目指すという東京都の運営方針が改定されましたということで、千代田区においても令和7年度からは医療分及び後期高齢者支援金分、この2つの保険料率については特別区と合わせるということで、統一の保険料率へ移行いたします。

なお、介護納付金分の保険料率については、従来どおり独自の保険料率を算定するというところでございます。保険料率の算定方法等、詳細につきましては、後ほど事務局からご説明申し上げます。

今後とも区民の皆様の健康維持と国民健康保険事業の安定的な運営のために努力してまいります。委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、自席で諮問文を読み上げさせていただきます。

千代田区国民健康保険運営協議会会長様。千代田区国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、下記事項について諮問いたします。令和7年1月23日 千代田区長 樋口高顕。

1 千代田区国民健康保険条例の一部改正について。保険料率の改定等について。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

[諮問文手渡し]

○小林会長 千代田区長から諮問をいただきました。委員の皆様は、これから事務局職員がその写しを配付いたしますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

[諮問文写し配付]

○小林会長 ありがとうございました。ここで区長は一旦退席いたします。

○樋口区長 よろしく願いいたします。

[区長退席]

○小林会長 議事に先立ちまして、千代田区国民健康保険運営協議会規則第8条により、まず、本日の議事録署名委員を私からご推薦申し上げたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○小林会長 それでは、松本道子委員と村田委員のお二人に議事録署名委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[拍手（異議なし）]

○小林会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様のご承認をいただきましたので、お二人に本日の議事録署名委員をお願い申し上げます。

次に、本日の協議会の公開・非公開について皆様の確認を取りたいと思いますが、事務局から説明をお願いします。

○大塚保険年金課長 公開・非公開の件でございます。千代田区では、「千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準」が定められております。次第に書いてありますが、席上に参考資料として配付させていただいております。ご覧ください。

附属機関等の会議は原則公開となっております。ただし、会議の公開・非公開の決定は、当該附属機関等がその会議において決定すると第8条に規定しております。

次に、会議録の公開ですが、千代田区国民健康保険運営協議会規則第8条により、区ホームページで後日アップされるものを閲覧できるようにするものでございます。

なお、事務局としては全て公開での対応とさせていただきたいと考えております。

○小林会長 委員の皆様、いかがでしょうか。異議の有無をお伺いしたいと思います。異議がないときは拍手をお願いいたします。

[拍手（異議なし）]

○小林会長 ありがとうございます。それでは、公開ということにさせていただきます。

それでは、これより議事を進めてまいります。

議事の進め方でございますが、千代田区国民健康保険条例の一部改正について、その内容につい

て、まず事務局から説明を受けたいと存じます。

○大塚保険年金課長 それでは、私のほうから国民健康保険条例の一部改正について、資料番号1と2に基づき諮問概要をご説明いたします。

本日の諮問事項は、保険料率の改正を中心とした条例改正でございます。

まず、資料1をご覧ください。千代田区国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

今回は2点改正がございます。1点目は、令和7年度の国民健康保険料率の改正、2点目は、保険料の均等割保険料の軽減措置の対象者の拡大となっております。

まずは、1点目の保険料率の改正について、こちらは資料項番2、改正内容（1）の表をご覧ください。左側の表が現行の令和6年度の保険料率、右側の表が改正する令和7年度の保険料率でございます。なお、令和7年度の保険料率につきましては、仮計数により千代田区が試算した暫定値となっております。

初めに、一番上の黒丸印、こちらが加入者の医療費を賄う医療分と後期高齢者の医療費負担を現役世代が支援する支援金分の保険料となっております。これらは、ご年齢に関係なく加入者全ての方にご負担いただく分となっております。

所得割率は、医療分が0.31ポイントの増、支援金分が0.07ポイントの減で、合計0.24ポイントの増となっております。

次にその下、均等割額は、医療分が2,500円の増、支援金分が1,700円の増で、合計4,200円の増となっております。

表の一番下段、賦課限度額でございますが、国の政令改正により医療分の賦課限度額が65万円から66万円、支援金分の賦課限度額が24万円から26万円に引き上げられます。その結果、医療分と支援金分の合計の限度額は89万円から92万円へと3万円の引上げとなります。

続きまして、その下の黒丸印、介護納付金分です。こちらは40歳から64歳の方にだけかかる介護保険料負担部分でございます。所得割率は0.08ポイントの増、均等割額は増減なしでございます。なお、こちらの介護分の賦課限度額は17万円です。

なお、保険料率の算定方法につきましては、後ほど資料2でご説明させていただきます。

続きまして、項目（２）保険料減額措置対象者の拡大でございます。

こちらは、国の政令改正に伴い、令和７年度は保険料の均等割の５割軽減と２割軽減を判定する所得について、５割軽減対象世帯では被保険者の数に乗ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に、２割減額対象世帯では54万5,000円から56万円に引き上げるという内容となっております。

続きまして、資料２をご覧ください。Ａ３の横型の資料になります。

まず、資料の左側、１、令和７年度仮計数による東京都の納付金必要額及び千代田区の納付金額をご覧ください。

初めに、東京都全体における納付金必要額でございます。昨年11月、令和７年度における東京都全体における納付金必要額について、仮計数による試算結果が東京都より示されました。縦軸が国民健康保険に係る経費の歳出内容で、横軸がその医療費をどう賄うかの歳入の内訳を示しております。

まず、縦軸でございますが、東京都全体の医療費が7,832億円、後期支援金、いわゆる後期高齢者の方に対する医療給付費への仕送り部分が1,728億円、それから、40歳から64歳の方の分の介護保険の介護納付金が672億円かかるということを表しており、経費の合計が１兆232億円になります。こちらが保険料に係る経費の内訳でございます。

次に、横軸は経費を賄う財源の内訳となります。まず、一番左側の縦棒部分は、国や東京都から交付される公費を示しており、先ほどの経費全体からこちらの3,576億円を差し引きます。

次に、全体経費の真ん中部分の前期高齢者交付金ですが、こちらは65歳から74歳の高齢者の方々の人数に応じて国から交付される交付金でございます。

さらに、この2,295億円を差し引いた残りのこの赤い表示の部分が、東京都全体で賄う納付金の総額となり、都内の区市町村が負担する合計額が4,361億円と試算されました。

次に、この東京都全体の納付金から千代田区が納めるべき納付金の額を算定する考え方についてでございますが、その左側、下段の図をご覧ください。納付金のこの赤い部分が都全体の納付金総額となりますが、これを都全体の所得に応じてお支払いいただく応能分と都全体で１人当たり必ず納めていただく固定費の部分の応益分に振り分けます。この割合は、東京都の所得水準を反映した

58対42の割合とされました。このうち応能分は、東京都全体に占める千代田区の所得の割合を掛け算し、応益分は東京都全体に占める千代田区の被保険者数の割合を掛け算し、それぞれ千代田区が納めるべき額が計算されております。

これらに東京都平均の医療費負担計数を1として、千代田区の医療費負担水準を指数化した数値を掛け算いたします。こうして算出されたものが千代田区の納付金総額で、資料左、青枠で表示している部分、24億9,746万円となります。ここまでの千代田区が東京都に納める納付金の計算の考え方でございます。

次に、資料の右側、一番上に2、令和7年度千代田区国民健康保険保険料率の算定方法と書いてございます。こちら右側をご覧ください。

平成30年度より特別区における保険料率は、東京都が提示する標準的な保険料率を参考に統一の保険料率が算定されております。本区は、令和6年度まで東京都が示した標準的な保険料率を参考に独自の保険料率を算定していましたが、将来的に都内の国民健康保険料の完全統一を目指すこととされた東京都国民健康保険運営方針を鑑み、本区においても令和7年度より医療分及び後期高齢者支援金分の保険料率について特別区の統一保険料率と同率といたします。

なお、介護納付金分の保険料率については、千代田区が仮計数を用いて試算した特別区の統一保険料暫定値と現在の当区の独自保険料率との乖離が大きく、特別区の統一保険料率への移行による被保険者の負担が大きいことが想定されるため、令和7年度は従来どおりの独自の保険料率を算定いたします。

まず、特別区統一保険料率の算定方法についてご説明いたします。資料中央でございます。特別区統一保険料率算定方法と書かれた点線赤枠内をご覧ください。

特別区の統一保険料率の算定には、まず特別区全体の賦課総額の算定をいたします。実線赤枠で示しております特別区全体の納付金総額に保健事業、出産・葬祭費用などの支出項目を加え、ここから収入見込みの公費を差し引いた金額が、この緑の枠、特別区の賦課総額になります。これを特別区の所得水準を反映した形で応能分と応益分で案分いたします。応能分である保険料率は、応能分必要総額を特別区全体の被保険者所得総額で割り算します。応益分である均等割額は、応益分の

必要総額を特別区全体の被保険者数で割り算します。以上が特別区の統一保険料率の算定方法となります。

この算定方法に基づき、区が現時点で示されている仮計数を用いて算定した料率が、図の一番右側の黄枠で囲んだ数字となります。令和7年度の所得割率は、医療分7.94%、支援金分2.67%、また、均等割額は医療分4万7,900円、支援金分1万6,700円と試算されました。繰り返しになりますが、この料率は区が仮計数を用いて試算した暫定値になりますので、実際の保険料率につきましては後日示される特別区統一保険料率に準じます。

続いて、介護納付金分の保険料率の算定についてでございます。介護分の保険料率と書かれた点線赤枠内をご覧ください。

まず、表中青枠の千代田区の介護分納付金から、過年度の保険料の収入見込み分等を差し引き、毎年の決算で収入超過分として積み上がった繰越金の一部を保険料率の抑制のために投入します。その金額を千代田区が目標とする収納率で割り返すと、千代田区で賦課すべき介護分保険料必要総額が求められます。この賦課総額を、区ではさらに被保険者の影響を考慮した応能分と応益分の割合で案分いたします。応能分である保険料率は、千代田区の応能分必要総額を千代田区被保険者の所得総額で割り返して求めます。応益分である均等割額は、千代田区の応益分の必要総額を千代田区被保険者数の割合で割り算して求めます。こうして求められた数字が図の一番右側の黄枠で囲んだ数字です。これが令和7年度における介護保険料率となります。令和7年度の所得割率は1.72%、均等割額は1万6,200円となりました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小林会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明についてのご意見、ご質問がございましたら手を挙げてください。

[「なし」の声あり]

○小林会長 ご意見がございませんようですので、以上をもちまして条例改正についての質疑、意見を終了させていただきますがよろしいでしょうか。

[拍手（異議なし）]

○小林会長 それでは、これまでの諮問の審議を踏まえまして、答申の取りまとめに入りたいと存じます。

区長から諮問されました千代田区国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

これまでの検討等を踏まえ、国保事業の円滑な運営の観点から改正に賛成したいと思います。

したがいまして、千代田区国民健康保険条例の一部改正については、異議ないものとして答申をまとめたいと存じますがよろしいでしょうか。

[拍手（異議なし）]

○小林会長 ありがとうございます。それでは、答申文案については私にご一任いただきたいと思います存じますがよろしいでしょうか。

[拍手（異議なし）]

○小林会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

なお、答申については、私から区長に提出することとして、各委員の皆様には後日答申文の写しを送付させていただきますので、ご了承願います。

引き続き、事務局から、資料３、特定健康診査・特定保健指導の実績（令和元年度から令和５年度）について報告をしていただきたいと思います存じます。

○大塚保険年金課長 それでは、資料３をご覧ください。

令和元年度から令和５年度の特定健康診査・特定保健指導の実績について記載してあります。

こちらは、委員の皆様に参加に配付させていただいております。後ほどご覧いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○小林会長 どうもありがとうございました。

最後に、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

[「なし」の声あり]

○小林会長 ないようでしたら、以上をもちまして質疑、意見を終了させていただきます。

それでは、これをもちまして本日の議事を終了させていただきます。

なお、会議録が出来上がりましたら、本日署名委員をお願いいたしました方々には事務局から署

名の依頼をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

閉会に当たり、清水保健福祉部長より一言ご挨拶をいただきます。

○清水保健福祉部長 皆様、お忙しい中、わざわざお越しいただき、千代田区の国民健康保険事業にご協力いただき誠にありがとうございます。

社会保険制度は、日本の中での社会保険制度は非常に課題がございます。その中でも国民健康保険制度というものは大変保険料が非常に難しいということで、日本全体の中で課題が、特に東京都においては非常に大きな課題となっております。とはいえ、国全体の制度ということでございますので、しかも東京都全体、62区市町村の中で統一をしていこうという流れがございますので、私どもとしてもなかなか抗うことができない状況下でご説明を差し上げておるところでございます。できることをしっかりとやっていながら、区民の皆様方に資するような区政を今後とも続けてまいりたいと思っております。

お忙しい中、本当に貴重なお時間を頂戴いたしまして申し訳ございません。ありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。今日はありがとうございました。

○小林会長 以上をもちまして、令和6年度第1回千代田区国民健康保険運営協議会の全日程を終了いたしました。

本日はお忙しいところをお集まりいただき、ご審議をいただきましてありがとうございました。

午後2時06分閉会

上記のとおり、議事の顛末を記し、正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年1月23日

千代田区国民健康保険運営協議会

会 長 小林 一治

署名委員 松本 道子

署名委員 村田 和美